

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 7 年版

評価対象材料名

現場発泡断熱材

細 目

—

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【現場発泡断熱材】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版19章9節に規定する現場発泡断熱材とし、一般庁舎等に使用される材料とする。

2. 引用している規定

- (1) 標仕 令和7年版
- (2) 日本産業規格

- ・ JIS A 1321 : 2011 「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」
- ・ JIS A 1324 : 1995 「建築材料の透湿性測定方法」
- ・ JIS A 1412-1 : 2016 「熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法―第1部：保護熱板法（GHP法）」
- ・ JIS A 1412-2 : 1999 「熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法―第2部：熱流計法（HFM法）」
- ・ JIS A 9526 : 2022 「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」
- ・ JIS K 7117-1 : 1999 「プラスチック―液状、乳濁状又は分散状の樹脂―ブルックフィールド形回転粘度計による見掛け粘度の測定方法」
- ・ JIS K 7117-2 : 1999 「プラスチック―液状、乳濁状又は分散状の樹脂―回転粘度計による定せん断速度での粘度の測定方法」
- ・ JIS K 7220 : 2006 「硬質発泡プラスチック―圧縮特性の求め方」
- ・ JIS K 7222 : 2005 「発泡プラスチック及びゴム―見掛け密度の求め方」
- ・ JIS K 7225 : 2018 「硬質発泡プラスチック―水蒸気透過性の求め方」

3. 令和6年度版からの主な改定点

- ・ なし

4. その他

- (1) 「表示項目」とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- (2) 「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。
- (3) 赤字は、令和6年版からの改定箇所を示す。

評価基準

現場発泡断熱材

項目		品質・性能	備考
種類	吹付け硬質ウレタンフォーム	JIS A 9526 による A 種 1 または A 種 1 H	
原液	粘度 (mPa・s) (温度条件: 20℃)	80～1500	
発泡品の性能	密度 (kg/m ³)	25 以上	
	熱伝導率 (W/(m・K))	A 種 1	0.034 以下
		A 種 1 H	0.026 以下
	透湿率 (ng/(m・s・pa))	9.0 以下	
	圧縮強さ (kPa)	80 以上	
	接着強さ (kPa)	80 以上	
	難燃性	次のいずれかによること。 1. 難燃 2 級または難燃 3 級 2. 準不燃材相当品または難燃材料相当品	
安全性	火気及び有害な発生ガスに対する排気等の注意事項 [表示項目]	申請者の規定による。	
	施工中における安全対策 [表示項目]	申請者の規定による。	
試験方法	1. 原液の粘度試験は、JIS A 9526 の「6.1 吹付け硬質ウレタンフォーム原液の試験」による。 2. 発泡品の性能試験の一般事項等は、JIS A 9526 の「6.2.1 試料の作製」、「6.2.2 試料の状態調節」、「6.2.3 試験片の作製」および「6.2.4 試験場所」による。 3. 密度の測定は、JIS A 9526 の「6.2.5 密度」による。 4. 熱伝導率試験は、JIS A 9526 の「6.2.6 熱伝導率」による。 5. 透湿率試験は、JIS A 9526 の「6.2.7 透湿率」による。 6. 圧縮強さ試験は、JIS A 9526 の「6.2.8 圧縮強さ」による。 7. 接着強さ試験は、JIS A 9526 の「6.2.9 接着強さ」による。 8. 難燃性試験は、次の難燃性試験または発熱性試験による。 (1) 難燃性試験は、JIS A 1321 による試験方法に準ずる。 (2) 発熱性試験は、建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価に使用している試験方法に準ずる。 9. 難燃 2 級または難燃 3 級の判定は、次による。 (1) 試験の結果、次の a. ～ e. に適合していること。 a. 試験体の全厚にわたる溶融、試験体の裏面に対する亀裂（裏面における亀裂の幅が全厚の 1/10 以上であるものに限る。）、その他防火上著しく有害な変形などのないこと。 b. 加熱終了後 30 秒以上残炎がないこと。 c. 試験結果の排気温度曲線は、加熱試験中、標準温度曲線を超えないこと。ただし、難燃 2 級または難燃 3 級については、試験を開始して 3 分を経過した後は、次の 4. の条件の範囲内で超えることができる。 d. 排気温度曲線が標準温度曲線を越えている部分の排気温度曲線と標準温度曲線で囲まれた部分との面積（単位 ℃×分）が、難燃 2 級にあっては 100 以下、難燃 3 級にあっては 350 以下であること。 e. 単位面積当りの発煙係数が、難燃 2 級で 60、難燃 3 級で 120 を超えないこと。 10. 準不燃材相当品または難燃材料相当品の判定は、次による。 (1) 法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）による試験で、準不燃材料相当品においては加熱時間 10 分、難燃材料相当品においては加熱時間は 5 分の結果、次の a. ～ c. に適合していること。 a. 総発熱量が 8MJ/m² 以下であること。 b. 防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。 c. 最高発熱速度が、10 秒以上継続して 200KW/m² を超えないこと。		